第 八 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 ７３ 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１０月２８日

第八管区海上保安本部長

丹野　博信（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名称　福井県嶺南振興局敦賀土木事務所

（２）住所　福井県敦賀市中央町１丁目７番３６号

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区域　敦賀港（別添付図参照）

（２）期間　令和８年１１月１日から令和９年１月２９日までのうち１日間

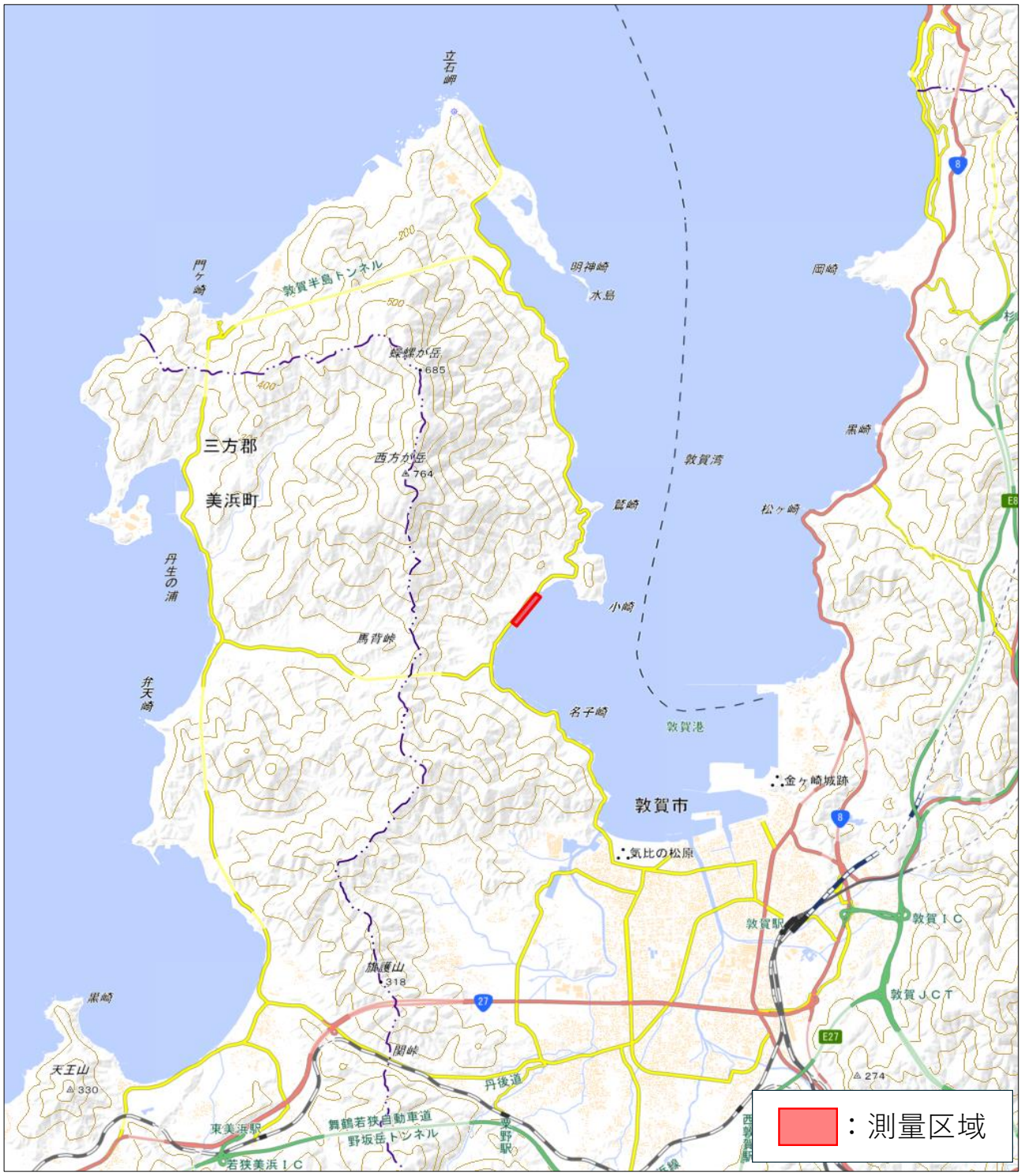
３　水路測量の実施方法

マルチビーム音響測深機による測深及びＧＮＳＳによる船位決定

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第６条に定める標識を掲揚する

付　図


立石岬
門ケ崎
敦賀半島トンネル
明神崎
水島
岡崎
200
500
400
縫縁が岳
685
三方郡
美浜町
西方が岳
764
黒崎
敦賀湾
鷲崎
松ヶ崎
丹生の浦
小崎
馬背峠
弁天崎
名子崎
敦賀港
金ヶ崎城跡
敦賀市
気比の松原
敦賀駅
敦賀ＩＣ
敦賀ＪＣＴ
旗護山
318
黒崎
27
E27
関峠
天王山
330
274
丹後道
東美浜駅
舞鶴若狭自動車道
野坂岳トンネル
若狭美浜ＩＣ
：測量区域